



2023.12

季刊情報誌

NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



幸せなクリスマスと新年のご多幸をお祈り申し上げます。

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。



中国の祝日-2024年

- 一【元旦】2023年12月30日(土)~2024年1月1日(月)
- 二【春節】2月10日(土)~17日(土) ※2月4日(日)、2月18日(日)は振替出勤日
- 三【清明節】4月4日(木)~6日(土) ※4月7日(日)は振替出勤日
- 四【労働節】5月1日(水)~5日(日) ※4月28日(日)、5月11日(土)は振替出勤日
- 五【端午節】6月8日(土)~10日(月)
- 六【中秋節】9月15日(日)~17日(火) ※9月14日(土)は振替出勤日
- 七【国慶節】10月1日(火)~7日(月) ※9月29日(日)、10月12日(土)は振替出勤日

北京泛華偉業知識産権代理有限公司
2023年12月



目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

04 業界観察

- ・ 国務院常務会議は「専利法施行細則（改正案）」を審議して承認
- ・ 中国で「外国公文書の認証を不要とする条約」が11月7日に発効
- ・ 世界知的所有権機関（WIPO）は2022年度世界知的財産指標報告書を発表
- ・ 中国国家知識産権局は『実用新案の保護対象判断ガイダンス』を公布
- ・ 中国国家知識産権局は『意匠の国際登録出願に関するガイダンス』を公布
- ・ 2022年中国国家知識産権サービス産業統計データ
- ・ 中国国家知識産権局は「2022年専利実施許諾契約統計データ」を公布
- ・ 中国国家知識産権局のPPH申請データ統計

08 サービスソリューション

- ・ 中国の実用新案専利制度の紹介と最新規制の解釈
- ・ 『生成型人工知能サービス管理暫定弁法』の解釈及び分析

15 典型案例紹介

- ・ 北京知識産権法院は、専利権付与・確認の代表例トップ10を発表（2023年10月号に続く）

17 実務動向

- ・ 商標モニタリングに何のメリットがあるか？

18 当社ニュース

- ・ 蘇曉麗弁理士のパートナーへの昇進おめでとうございます

国務院常務会議は「専利法施行細則（改正案）」を審議して承認

11月8日、国務院新聞弁公室は、国務院常務会議が「専利法施行細則（改正案）」を審議して承認したと公布した。具体的には、この改正には主に5つの面が含まれ、一つ目は、出願人及びイノベーションエンティティを便利にするように専利出願制度を改善すること、二つ目は、専利審査の質を向上させるように専利審査制度を改善すること、三つ目は、専利権者の正当な権利を保護するように専利行政保護を強化すること、四つ目は、専利の転換、応用を促進するように専利公共サービスを強化すること、五つ目は、ハーグ協定との連携を強化するように、意匠の国際出願に対する特別規制を追加することである。

専利法施行細則は、新たに改正された専利法の効果的な施行を保障し、各項の新たな制度の円滑な実行を確保するための重要な補助行政法規とし、その改正は改正された専利法に合わせて細分化し、関係制度を改善し、専利制度の一貫性、安定性を維持し、加入している関係国際条約と十分に連携し、国際条約の義務を積極的に実行し、国際ルールに更に組み込む。

情報ソース：中国国家知識産権局

中国で「外国公文書の認証を不要とする条約」が11月7日に発効

2023年3月8日、中国は「外国公文書の認

証を不要とする条約」（以下、「条約」と略す）に加入した。この「条約」は、2023年11月7日に中国で発効した。

この「条約」は、ハーグ国際私法会議の枠組みのもとで最も適用範囲が広く、締約国の数が最も多い国際条約であり、公文書の国境を越えた流通手続きの簡素化を目的としている。11月7日より、中国が他の締約国に送付して使用する公文書については、「条約」に規定されている追加証明書（アポストイーユ）を申請するだけで、他の締約国に送付して使用することができるようになり、中国及び中国の締約国の大使館・領事館に領事認証を申請する必要はない。他の締約国の公文書を中国本土に送付して使用する場合は、その国の追加証明書の申請のみが必要となり、当該国又は中国の現地大使館・領事館による領事認証の申請は必要なくなる。中国の追加証明書は銀色の国章印鑑が貼られたステッカーの形となる。中国外務省及び各関連現地外務省が発行する追加証明書はオンライン検証をサポートしている。

情報ソース：中国外務省

世界知的所有権機関（WIPO）は2022年度世界知的財産指標報告書を発表

WIPOが2023年11月6日に発表した世界知的財産指標（WIPI）年次報告書によると、2022年、世界全体の商標と意匠の出願件数は減少したが、世界中のイノベーターは346万件の特許を出願し、特許出願件数は3年連続

の増加となった。

同報告書によれば、2022年に特許出願件数が多かった国は、中国、米国、日本、韓国、ドイツの順だった。中国のイノベーターからの特許出願量が引き続き世界全体の特許出願のほぼ半数を占めているが、中国の伸び率は2年連続で減少し、2021年の6.8%から2022年には3.1%となった。一方、インドの居住者による特許出願は、2022年に31.6%増加し、出願件数上位10カ国のなかで他国に類を見ない伸びを11年連続で続けている。

特許

2022年には、中国居住の出願人が国内と海外の法域を対象に、約158万件の特許出願を提出した。次いで、米国（505,539件）、日本（405,361件）、韓国（272,315件）、ドイツ（155,896件）の順となった。

2022年には、2021年と比べて、それぞれ中国（+3.1%）、韓国（+1.9%）、米国（+1.1%）で出願件数が増加した。対照的に、ドイツ（-4.8%）と日本（-1.6%）は2022年に特許出願件数が減少している。

2022年には、上位20の出願国の過半数（20カ国のうち13カ国）で、2021年よりも特許出願が増加した。最も大きな増加を示したのがインドで、2022年の出願件数は31.6%増加している。スイス（+6.1%）、中国（+3.1%）、オーストリア（+2.5%）、英国（+2.5%）も出願件数の堅調な伸びを記録している。

意匠

2022年に世界全体で、推定110万件の意匠出願が行われた。この出願には約150万件の

意匠が含まれ、2021年と比べると2.1%の減少に相当する。中国に居住する出願人が841,164件の意匠を出願し、2022年の意匠件数では世界で最も積極的な出願人であった。次いで、トルコ（80,559件）、ドイツ（70,346件）、米国（67,349件）、韓国（62,014件）の出願人の順となった。これら上位5カ国の合計は、2022年における世界の出願量の4分の3（75.6%）を占めた。主に中国の出願人による出願の急増に牽引され、上位5つの出願国が占める割合は、過去10年間で4.6%増加している。上位20の出願国のうち、2022年に意匠の出願件数が増加したのは5カ国だけだった。最も急成長を遂げたのはトルコ（+31.4%）で、1年間で世界ランキングを3つ上げた。トルコに次いで、ブラジル（+11.3%）、インド（+9.5%）、イタリア（+7.1%）、スイス（+3.6%）が続く。

商標

2022年に世界全体で、1,550万の区分に及ぶ推定1,180万件の商標出願が行われた。2022年の出願において指定された区分数は14.5%減少し、2009年以降初めて、年間の出願区分数の減少を記録した。

中国に居住する出願人による商標出願活動が最も多く、国内出願と外国出願の区分数の合計は、約770万件に及んだ。次いで、米国（945,571件）、トルコ（482,567件）、ドイツ（479,334件）、インド（467,918件）の出願人の順となった。

2022年に世界全体で商標出願件数が減少した原因は、上位20の出願国のうち14カ国からの出願が減少し、10%を超える減少を示した国も多かったことだ。国別の出願件数でトップ

であるにもかかわらず、中国の居住者による出願は、国内外とも21%前後縮小した。また、上位5つの出願国のうち、ドイツ(-14.2%)と米国(-8.9%)からの出願も同様に、大きな減少を示した。

情報ソース：世界知的所有権機関

中国国家知識産権局は『実用新案の保護対象判断ガイダンス』を公布

中国国家知識産権局は11月3日、『実用新案の保護対象判断ガイダンス』を公布した。このガイダンスは、実用新案の保護対象の関連要件及び判断要素、実用新案の保護対象の判断による製品によくある状況、実用新案の保護対象の判断による形状及び/又は構造のよくある状況、実用新案の保護対象の判断に係る技術案のよくある状況、対象判断に係る実用新案出願及び中間処理の注意事項という5つの面で、実用新案の保護対象の関連規定及び例示を詳しく整理している。実用新案の保護対象の境界を正確に理解するようにイノベーションエンティティを導き、実用新案出願書類の作成及び中間処理の品質の向上を促進し、実用新案制度の発展を促進する。

情報ソース：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局は『意匠の国際登録出願に関するガイダンス』を公布

中国国家知識産権局は11月3日、『意匠の国際登録出願に関するガイダンス』を公布した。

このガイダンスは、意匠の国際登録出願の概要、国際事務局の審査手続きにおける注意事項、中国国家知識産権局の審査手続きにおける注意事項、及び意匠の国際登録出願の手数料等の面で、意匠の国際登録出願手続き、審査事項及び手数料等を詳しく整理する。ハーグ制度を効率的且つ合理的に使用してグローバルな製品レイアウトを実行するようにイノベーションエンティティを支援し、工業製品の意匠設計のイノベーション能力の向上を促進することを目的とする。

情報ソース：中国国家知識産権局

2022年中国国家知識産権サービス産業統計データ

中国国家知識産権局の統計によると、2022年末時点で、中国の知的財産サービス産業に従事する従業員数は約96.9万人で、2021年末比4.4%増加した。知的財産サービス機構は約8.7万社あり、前年比3.9%増加した。このうち、専利代理機構は4520社あり、前年比15.0%増加し、商標代理機構は7.1万社あり、前年比11.2%増加し、知的財産法律サービスに携わる機構は1.4万社を超え、知的財産運用サービスに携わる機構は0.9万社を超え、知的財産情報サービスに携わる機構は1.5万社を超え、知的財産コンサルティングサービスに携わる機構は2.2万社を超える。データによると、全国に8.7万社ある知的財産サービス機構のうち、64.5%が北京・天津・河北地域、長江デルタ地域、広東・香港・マカオ大湾区、成都・重慶地域等の地域に分布している。専利代理機構による専利出願代理率は81.5%、前年比1.3%増加し、商標登録代理率は88.3%

である。

情報ソース: 中国国家知識産権局

中国国家知識産権局は「2022年専利実施許諾契約統計データ」を公布

中国国家知識産権局は「2022年専利実施ライセンス統計データ」を公布した。この統計データは、2022年を通じて中国国家知識産権局に登録された専利実施許諾契約に基づくものであり、契約に規定されている支払方法、取引金額、手数料率等の重要な情報を収集した。合計7781件の契約があり、17967件の専利に係り、そのうち、発明、実用新案、意匠がそれぞれ49.4%、42.9%、7.7%を占めており、各専利実施許諾契約には平均2.3件の専利が含まれている。ライセンス料の支払方法別にみると、定額又は転換可能な金額で支払われたライセンス契約は合計4531件で58.2%を占め、契約金額は145.5億元であり、1件の契約の平均金額は321.0万元であり、平均ライセンス期間は3.6年であり、売上的一定割合で支払われたライセンス契約は合計334件で4.3%を占め、契約の平均ライセンス期間は6.3年であり、無償支払いのライセンス契約は合計2916件で37.5%を占めた。

情報ソース: 中国国家知識産権局

中国国家知識産権局のPPH申請データ統計

2022年12月の時点で、中国国家知識産権局は日本、ドイツ、韓国、米国、ロシア、デンマーク、フィンランド、オーストリア、メキシコ、

カナダ、シンガポール、ポーランド、IP5（中国、ヨーロッパ、日本、韓国及び米国の特許庁を指す）、スペイン、ポルトガル、英国、アイスランド、スウェーデン、イスラエル、ハンガリー、チリ、チェコ共和国、エジプト、ユーラシア特許機構、アフリカ知的財産機関、ブラジル、マレーシア、アルゼンチン、ノルウェー、サウジアラビア、フランスの30ヶ国又は地域の特許庁との専利審査ハイウェイ(PPH)パイロットプロジェクトを開始した。

中国国家知識産権局は2022年を通じて合計5167件のPPH申請を受け入れた。そのうち、出願人が日本特許庁の業務成果を利用した件数は1323件、米国特許商標庁の業務成果を利用した件数が2451件、欧州特許庁の業務成果を利用した件数が857件、韓国特許庁の業務成果を利用した件数が275件、ドイツ特許商標庁の業務成果を利用した件数が68件、英国知的財産庁の業務成果を利用した件数が44件である。

発明専利出願が中国国家知識産権局にPPH申請を提出してから、最初の審査意見が発行されるまでには、平均1.21ヶ月かかり、権利付与又は棄却の完了までには、平均8.76ヶ月かかり、平均1.19回の審査意見通知書が発行される。

各国の特許庁が提供するPPHデータ統計によると、中国国家知識産権局の業務成果を利用して合計3005件のPPH申請が提出された。そのうち、2035件のPPH申請が米国特許商標庁に提出され、303件が日本特許庁に提出され、230件が欧州特許庁に提出され、179件が韓国特許庁に提出された。

情報ソース: 中国国家知識産権局/日本特許庁サイト

中国の実用新案専利制度の紹介と最新規制の解釈

弁護士・弁理士 許峰

実用新案専利は、中国に存在する3つの専利タイプの1つであり、発明専利、意匠専利とともに、広範なイノベーションエンティティにイノベーション成果を保護するための効果的なルートを提供している。出願者が実用新案専利の保護対象の境界を正確に理解するように導き、実用新案専利出願書類の作成及び中間処理の質を向上させるように促進するために、中国国家知識産権局は、2023年11月3日、「実用新案専利の保護対象判断ガイダンス」（以下「ガイダンス」と略す）を公布した。

中国の実用新案には迅速な権利付与、経済的な出願手数料、低い特許性要件という利点があるということを考慮すると、特に製品ライフサイクルが短く、段階的な革新が主な焦点である分野では、その専利価値は実体審査が必要な発明の専利価値と比べて著しく低いものではなく、競合他社や模倣品と迅速に戦うための強力な武器となるのに、米国と欧州の出願者や専門家は、中国の実用新案専利の保護対象又は保護テーマにあまり精通していない。そのため、本文では、中国の実用新案専利制度を実用新案専利出願書類の作成、審査、無効、運用という4つの面から紹介し、「ガイダンス」で提起された具体的な内容を解釈し、欧米のイノベーションエンティティへの実践的なアドバイスを提供する。

出願書類の作成の面で、実用新案専利の場合、まず保護を意図するテーマが専利法第2条第3項の規定、即ち製品の形状及び/又は

構造、自然法則を利用した技術案という基本的要件に適合しているかどうかを判断する必要がある。一般的には、明確な空間形状を有する有形製品は、上記の基本的要件を満たすことができる。難点は、ハードウェアの改良と、ソフトウェア、アルゴリズム又は人工知能の両方を含むインテリジェントハードウェア製品にある。この点について、「ガイダンス」では、従来技術の改良がハードウェア部分にあり、且つその改良に係るコンピュータプログラムが既知である場合には、実用新案専利の保護対象に属すると考えられると指摘される。同時に、「ガイダンス」では、有線接続又は無線接続を採用する回路構造も線路構造とみなし、保護対象の要件を満たすことも明確にしている。

審査の面で、中国の実用新案は方式審査に合格するだけで専利権が付与される。方式審査の段階では、審査官は通常、明らかな新規性の欠如を含むがこれに限定されない、明らかな実質的な欠陥のみを指摘する。一方、方式審査の段階では通常、出願の進歩性は審査されず、その後の専利無効審判の段階で審査される。そのため、通常、実用新案の方式審査は6～8か月以内に完了することができる。出願に明らかな欠陥がある場合にのみ、審査官は審査意見通知書を発行する。それにもかかわらず、実用新案の平均出願期間は通常1年未満である。「ガイダンス」では、方式審査の段階では、保護対象に関する意見が寄せられた場合には、理由を明示したり補正したりすることで意見を克服することも考えられるとも指摘される。

専利無効審判の面で、中国国家知識産権局は、実用新案専利の進歩性を評価するために

結合できる先行技術文献の数に比較的厳しい制限を設けているため、たとえ発明の高度が比較的低くても、実用新案専利の全部の請求項が無効になる割合は発明専利とほぼ同様である。当事務所では、実用新案専利の無効審判事件も多数取り扱った。私たちの経験によれば、保護対象の問題で無効された実用新案専利の割合は低い。更に、保護対象の問題が無効理由として成立するかどうかの鍵は、技術案の発明点にあると感じている。技術案の発明点が製品の形状と構造である場合、その技術案に既知の方法、操作手順又は材料が含まれが、その既知の方法、操作手順又は材料は製品のハードウェア又は形態の更なる説明のみとみなされると、実用新案の保護対象要件を満たすと考えられる。技術案の発明点に、方法（ソフトウェアアルゴリズム、プロセスフロー等）又は材料が含まれている場合、実用新案の保護対象要件を満たしていないと考えられる。

権利行使の面で、当所では欧米の依頼人のパテントクリアランス調査(Patent clearance assessment or FTO)を支援する場合に数多くの実用新案専利に遭遇するほかに、実用新案専利を活用して電子商取引プラットフォームで模倣品に対する侵害のクレーム処理をするケースが多い。他人の実用新案専利に対して侵害リスク評価を実施する場合でも、自身の実用新案専利権を行使する場合でも、「ガイドンス」に基づき、関係実用新案専利が保護対象の要件を満たしているかどうかについて、迅速に初歩的な分析を実施し、その専利の安定性を判断できる。それにより、よりの絞った分析と権利行使戦略を策定すると同時に、こ

れらの「不適合の」実用新案専利を必要に応じて無効にすることでリスクを回避または排除できる。

著者プロフィール：

許峰氏は2006年に華中科技大学の熱エネルギーと動力工学専攻を卒業し、工学学士の学位を取得し、2008年に華中科学技術大学の動力機械と工学専攻を卒業し、工学修士の学位を取得し、2008～2015年に国家知識産権局特許審査協力センターで特許審査官を務めていた。許峰氏は2017年から当所に加入し、主に機械分野の特許出願書類の作成、審査意見通知書への回答などの中間手続、拒絶復審、特許無効、特許侵害分析、特許有効性分析、検索やコンサルティングなどを担当している。

『生成型人工知能サービス管理暫定弁法』の解釈及び分析

パートナー弁理士 王勇

2020年5月、OpenAIはGPT-3モデルのベータ版がリリースされ、2022年6月、ChatGPT-3.5が正式にリリースされた後、生成型人工知能は急速に広く注目を集め、人工知能の専門分野から街中の人々に議論される話題になった。2023年7月13日、中国国家インターネット情報弁公室（以下、「国家網信辦」と略す）と他の七つの部門により共同で『生成型人工知能サービス管理暫定弁法』（以下、『暫定弁法』と略す）を公布した。

本文は、『暫定弁法』の策定背景、主な内容、人工知能及びインターネット業界への潜在的な影響を検討し、生成型人工知能の分野で

の実務者に一定の参考と提案を提供するように、この『暫定弁法』を簡単に解釈、分析する。

1. 暫定弁法の公布背景

深層学習に基づく大規模事前学習モデル(GPT)などの生成型人工知能(生成AI技術、GAI技術とも呼ばれる)は、大きな進歩を遂げている。自然言語のテキスト、画像及び音声を生成できるこれらのモデルは、テキスト要約からクリエイティブな執筆まで、芸術的創造から自動化された顧客サービスまでを提供し、無限の可能性を有する。しかし、この技術の広範な応用は、コンテンツ生成における道徳的問題、知的財産紛争、虚偽情報の流布、プライバシーの問題など、一連の法的及び倫理的問題も引き起こしており、広く懸念を引き起こしている。2023年4月11日、国家網信辦は、生成型『人工知能サービス管理弁法』(意見募集稿)を公布してから、7月13日に正式に公布、施行するまで、わずか3ヶ月しかかからなかったことから、中国政府の生成型人工知能技術に対する重視を十分に反映している。同時に、特定の技術的手法であって発展しつつある人工知能の応用を規制するための専用の部門法規を設けていることは世界でも稀であり、中国政府は、この人工知能の発展の波を利用し、受動的ではなく積極的に業界の発展を導き、生成型人工知能技術の発展を促進しながら、『中華人民共和国インターネット安全法』、『中華人民共和国データ安全法』、『中華人民共和国個人情報保護法』、『中華人民共和国科学技術進歩法』及びその他の関連規制の要求を着実に実行することができるように、生成型人工知能サービスの基本仕様を策定する考えである。

この『暫定弁法』は、生成型人工知能に関する中国の重要な法律であり、『インターネット情報サービスのアルゴリズム推奨管理規定』(以下『アルゴリズム規定』と略す)及び『インターネット情報サービス高度合成管理規定』(以下『高度合成規定』と略す)と、人工知能及びアルゴリズムの分野における重要な管理監督規定を構成する。

2. 『暫定弁法』の主要内容

① 適用範囲

当該暫定弁法は、自然言語生成、画像生成、テキスト要約及び国境を越えたサービスに関する状況など、生成型AIサービスの複数の面に適用されるが、これらに限定されない。この法規は、生成型AIサービスの複数の応用分野、即ちニュースメディアから広告まで、ヘルスケアからクリエイティブ産業まで、及び将来に可能性のあるその他の分野をカバーすることを目的とする。

この『暫定弁法』は、生成型人工知能技術を利用し、中華人民共和国の国内公衆に、テキスト、画像、オーディオ、ビデオなどのコンテンツの生成を提供するサービスは、本弁法が適用されると規定している。同時に、意見募集稿の表現とは異なり、国内公衆に提供されない生成型人工知能技術の研究開発・応用は、適用範囲から除外されることも明らかである。従って、生成型人工知能技術が内部の研究開発又は応用のみに使用される場合、インターネット安全、データ安全、個人情報保護などの関連法規を遵守することを前提とし、モデルの訓練フェーズ及びサービス提供者の内部業務におけるコンプライアンスの負担を適切に軽

減し、生成型人工知能のイノベーションを奨励するという中国政府の価値観を具体化する。

② サービス提供者の義務

生成型人工知能のライフサイクルは、モデル訓練、アプリケーションの運用、モデル最適化の三つの段階に大別できる。これらの段階に関するエンティティには、データ収集者、データ提供者、モデル開発者、サービス提供者及びサービス使用者が含まれる可能性がある。実践中、データ収集者、データ提供者、モデル開発者、サービス提供者は同じエンティティである場合もあるが、相互に連携する異なるエンティティである場合もある。

しかし、おそらく立法上の便宜のため、『暫定弁法』では、生成型人工知能サービス提供者（「提供者」と略す）と生成型人工知能サービス使用者（「使用者」と略す）の2種類のエンティティのみ規定し、提供者の範囲を、即ち生成型人工知能技術を利用して生成型人工知能サービス（プログラマブルインターフェースの提供等による生成型人工知能サービスの提供を含む）を提供する組織、個人であると明確にしている。なお、『高度合成規定』による高度合成技術の支援者、サービス提供者、使用者という三分法、この『暫定弁法』は、主に生成型人工知能の特性に着目し、外部へサービスを提供する提供者の行為をめぐって仕様を確立し、責任設定の面では一定の減縮をし、生成型人工知能サービスの発展をよりサポートする。データ提供者、モデル開発者、サービス提供者などのエンティティ間に存在する可能性のある権利義務関係については、将来の法規に任せ、又は相互の契約上の義務を利

用して規制することができる。

同時に、この『暫定弁法』は部門法規であるため、そのうちの内容の一部、即ち法令、行政規制の遵守、社会道徳、倫理道徳を尊重する義務などは、既にその上位法令又は他の関係部門法規に規定されており、ユーザーの個人データ及びプライベートデータの収集、使用及び保護、データ安全、他の人の知的財産権の保護などは、『中華人民共和国インターネット安全法』、『インターネット情報サービスのアルゴリズム推奨管理規定』、『インターネット情報サービス高度合成管理規定』などの法規において、同一又は相当する内容がある。

この『暫定弁法』は、コンテンツ管理の面では、提供者は、ネットワーク情報コンテンツの制作者としてネットワーク情報安全義務を負うべき、個人情報に関する場合に、提供者は、法律に基づいて個人情報処理者としての責任も負い、個人情報保護義務を果たすことを明確にしている。訓練データの面では、訓練データの信頼性、正確性、客観性、多様性を高めるように、提供者は、合法的に処理し、品質要求を満たし、コンテンツの識別とアルゴリズムの修正及び報告を行う義務を負う。使用者との権利及び義務の関係において、提供者は、使用者が生成型人工知能サービスを効果的に使用できるように、サービス契約を作成し、合理的使用と依存症防止メカニズム、サービスの安定性を確立する義務、及びクレーム通報処理機構を確立する義務を負う。その他、提供者は、安全評価、アルゴリズムの届出、アルゴリズムの開示などの管理監督上の義務も負う。

注目すべき点は、当該『暫定弁法』によれば、中華人民共和国の国外から国内への生成型人工知能サービスの提供が法律及び行政規制に違反する場合、国家網信部門は、関係機関に技術的措置及びその他の必要な措置を講じるように通知することができる。従って、中国の国外から国内への生成型人工知能サービスの提供を法規は禁止するものではないが、このようなサービスが中国の法規に違反する場合、中国政府は、このようなサービスの提供を阻止するように必要な措置を講じることができる。これは、この暫定弁法が国外のサービス提供者に対して一定の規制作用を有することも意味する。

③ 処罰措置

『暫定弁法』は、法規の効果的な実施を確保するように、違法行為に対する罰則を規定している。処罰は、主に『中華人民共和国インターネット安全法』、『中華人民共和国データ安全法』、『中華人民共和国個人情報保護法』、『中華人民共和国科学技術進歩法』などの法律及び行政規制に基づいて行われる。これらの処罰には、警告又は罰金、関連するライセンス又はの停止又は取り消し、刑事責任などが含まれる。しかし、注意すべき点は、法律、行政規制に規定しなかった場合でも、関係管轄当局は、依然として職務により、この『暫定弁法』の規定に違反した者に対し、警告、批判の通知、期限内の修正命令を与えることができ、修正を拒否するか、状況が深刻である場合、関連するサービスの提供の停止を命じることができる。この規定は、おそらく技術の進歩ペースが速く、立法のスピードが相対的に遅れていることが考えられ、新たな違反行為

に迅速に対処するように、関係部門の法執行官に比較的広くて柔軟な執行余地が与えている。しかし、このような処罰には明確な法的根拠が欠如しており、関係部門の法執行官が強力的又は恣意的な解釈権限を持っている可能性があるため、実務者にその行動予測に対する不確実性をもたらす可能性がある。同時に、この比較的広くて柔軟な規定は、この『暫定弁法』に限ったものではなく、『インターネット情報サービスアルゴリズム推奨管理規定』においても類似の規定があり、実務者にとって注目に値する。

3. 『暫定弁法』による影響及び展望

『暫定弁法』は、生成型人工知能技術の参加者に対して多くの義務が規定されており、モデル開発者、データ提供者だけでなく、モデルを利用してサービスを提供する提供者及び最終使用者であるユーザーにも関する。提供者は、使用者が生成型人工知能サービスを利用して違法行為に従事することを見出した場合、警告、機能の制限、使用者へのサービスの提供の一時停止又は終了などの処分措置を講じる以外、関係管轄当局への通報も要求されるとともに、使用者は生成型人工知能サービスが法律、行政規制及びこの『暫定弁法』の規定に違反することを見出した場合、関係管轄当局に苦情を申し立て、上流のモデル開発者又はサービス提供者を通報する権利を有することも要求される。このような相互監視抑制の関係により、生成型人工知能技術の提供者は、技術の道徳性及び合法性を確保するように、倫理及び法規の遵守に更に注意を払う必要がある。しかし、生成型人工知能のサービス提供者が公衆にサービスを提供する場合、ユー

ザーがその技術を悪用し又は誤用して生成されたコンテンツが規制違反を引き起こして処罰されることを防ぐために、ユーザーの使用行為を制限したり、コンテンツの生成を技術的手段によって制限したり、生成されたコンテンツを手動又は技術的手段で監視又はフィルタリングしたりするこれらのことは、サービス提供者のコストが増加したり、テクノロジーの研究開発がより困難になったりするだけでなく、ユーザーの使用体験にも影響を与える。

『暫定弁法』に規定されている「世論属性」又は「社会動員能力」を有する生成型人工知能サービスを提供するには、中国の関連規制に従って安全評価を実施し、且つ『インターネット情報サービスアルゴリズム推奨管理規定』に従ってアルゴリズムの届出及び変更、届出取消の手続き、即ち届出システムを履行することは、人工知能の参加者にとって注目に値する。ここで言及されている「世論属性又は社会動員能力」の範囲は、国家網信辦が公布した「世論属性又は社会動員能力を有するインターネット情報サービスの安全評価規定」に明確に規定されており、即ち、フォーラム、ブログ、マイクロブログ、チャットルーム、コミュニケーショングループ、公衆アカウント、ショートビデオ、ウェブキャスト、情報共有、ミニプログラムなどの情報サービス又は付設された対応機能を確立すること、及び世論表現のためのチャンネルを提供したり、社会公衆を特定の活動に結集する能力を有する他のインターネット情報サービスを確立することが含まれる。従って、サービス提供者が提供する生成型人工知能技術が上記サービスに関する場合、国家の関連規制に従って安全評価を行うだけで、

なく、アルゴリズムの届出手続きも履行する必要がある。中国国内に生成型人工知能技術サービスを提供するすべての国内外のサービス提供者に対し、基本的に安全評価及び届出に関する問題に遭遇すると予想される。この規定は公布されたばかりであるため、中国の生成型人工知能技術の開発への影響には、しばらく観察時間がかかる。

わずか1年半の期間で、人工知能技術に関する重要な部門法規である『インターネット情報サービスアルゴリズム推奨管理規定』（2022年3月1日施行）、『インターネット情報サービス高度合成管理規定』（2023年1月10日施行）及びこの『暫定弁法』がそれぞれの関係管轄当局により策定、実施されたことから分かるように、中国政府は人工知能分野での技術革新と経済成長を実現したいとともに、更にはその社会、倫理、安全への影響を重視し、人工知能技術の推進と関連リスクとのバランスを取るように迅速に対応し、人工知能技術の応用と研究開発を監督するように明確な管理監督の枠組みを確立する考えである。これは、進化しつつある技術的及び倫理的課題に対処するように、人工知能の新技术に取り組む中国政府の積極的な姿勢を反映している。人工知能技術のさらなる発展に伴い、中国政府は、技術の進歩による新たな問題に対応するための他の法規を策定することも予想される。

著者プロフィール：

王勇先生は、1991年に上海華東師範大学コンピュータ科学専攻を卒業した。1994年に中国科学院計算技術研究所で、修士号を、2005年に中国人民大学で法学修

士号を取得した。

1991年から2006年12月まで、中国特許代理(香港)有限会社で電気部の経理を担当していた。2007年1月から弊所にパートナーとして加入した。

王勇先生の業務範囲は、主にコンピューター、通信技術、半導体装置、自動制御、家用電気などの分野に及んでおる。特許出願書類の作成、審査指令の応答、再審請求、無効審判、特許行政訴訟、権利侵害訴訟、集積回路のレイアウト保護、コンピューターウェア保護などの方面に豊富な経験がある。

北京知識産権法院は、専利権付与・確認の代表例トップ10を発表

(2023年10月号に続く)

2023年5月30日、北京知識産権法院は、専利権付与・確認に関する代表例トップ10を発表しており、以下は事例6～10である。

事例六：アップルとクアルコムの特許無効審判事件

一審事件番号：(2019)京73行初7916号

二審事件番号：(2022)最高法知行終314号

典型的な意義：本件は「請求項の更なる限定」という補正方法の理解に関する。本件では、専利権者は独立請求項を含むいくつかの請求項を追加しただけでなく、登録公告された請求項及び明細書に記載されていなかった技術的特徴も追加し、新たな技術案がもたらされたと考えられ、その結果、補正された請求項は社会公衆には予見不可能である。このような補正方法は、元の請求項の保護範囲を狭めることを言いにくいだけでなく、元の請求項間の階層関係にも影響を及ぼし、明らかに無効化手続きにおける請求項の補正範囲をはるかに超えている。判決は、社会公衆の信頼利益と専利権者の技術的貢献との間のバランスを反映している。同時に、本件は国際的に有名なテクノロジー企業間の知的財産権紛争に関しており、知的財産権保護の強化に対する人民法院の姿勢と、市場指向で法的且つ国際的なビジネス環境の構築に向けた努力を示すものでもある。

事例七：マバロキサビル前駆体化合物の特許

権の無効審判事件

事件番号：(2021)京73行初5028号

典型的な意義：関係特許で主張されている化合物は、現在世界で唯一の「単回投与」経口抗インフルエンザ薬であるマバロキサビルのプロドラッグに関する。本件では、医薬化合物の分野における難点の一つ、つまりマルクーシュ化合物の請求項が明細書に支持されているかどうかについて検討している。この判決は、明細書に開示されている内容全体、特に効果実施例の分布に基づき、プロドラッグと親化合物との一連の関係とそれぞれの効果実験等を明らかにし、明細書から得られた技術的效果を正確に評価し、マルクーシュの請求項が明細書に支持されていると認定された。同時に、判決は、当事者らの主張に対応するために、マルクーシュの請求項と他のタイプの請求項が明細書に支持されているかどうかについての判断基準に差異はないとも指摘した。本件の判断方法は、このような事件の裁判にとって重要な参考意義を有する。

事例八：モーメンツで技術情報の公開案

一審事件番号：(2018)京73行初7134号

二審事件番号：(2020)最高法知行終422号

典型的な意義：インターネットのセルフメディアの発展に伴い、「モーメンツやQQスペース等の認証アクセスが必要なオンライン空間が、従来技術/設計のキャリアとして利用できるか」という問題に焦点が当てられるケースが増えている。上記ソーシャルプラットフォームは公開性と秘密性を兼ね備え、ここで記載された内容が専利法の意味上の従来技術/設計に該当するかどうかについては、審査及び司法

実務においてかなりの意見の相違が存在する。本件では、QQスペースが公開性と機密性という二重の特徴を兼ね備え、QQスペースのフォトアルバムの内容が従来設計に該当するかどうかは一概には言えないが、QQスペースの主な用途、ピクチャのアップロード時間、ピクチャの公開状況等の要素を総合的に考慮し、公衆が関連情報を入手できるかどうか、及びこの情報が公知の状態になった時間を判断する必要があると考えられる。本件は、インターネット環境における従来技術/設計を認識するための判断ルールを提供する。

事例九：国際繊維グループの発明専利権の無効審判事件

事件番号：(2018)京73行初3826号

典型的な意義：本件では、裁判所は、織物の糸種、織度、織密度、織組織、フィラメント糸とチョップトファイバー糸との割合等の複数の要因の重ね合わせの、柔らかさ及び強度の性能という二つの技術的効果に対する影響を分析し、関係専利のどちらか一つの技術的効果が当業者にとって予期せぬ程度まで達した限り、予期せぬ技術的効果を達成したと考えられると認定された。しかし、本件では、「予期せぬ技術的効果」だけを進歩性の判断における考慮事項とするのではなく、関係専利の技術案の非自明性を判断し、それを補足的な考慮事項とし、それによって進歩性の判断における裁判官の内的検証を深めた。本件は、専利権付与・確認の司法実務において、「予期せぬ技術的効果」の達成に基づく進歩性の主張が裁判所によって支持される数少ない事件の一つであり、典型的であり、技術的効果によって進歩性を強調する専利にとって重要な参考価

を有する。

事例十：光学細胞とファーウェイの発明専利権の無効審判事件

事件番号：(2019)京73行初10816号

典型的な意義：本件では、専利権者が主張する解決される実際の技術的課題は、被告決定で認定された「PDCPステータスレポートの特定の形式を如何に設定するか」ではなく、「PDCPサービスデータユニットの受信ステータスを報告する際の無線リソースの効率を如何に改善するか」である。判決は、技術的効果に異なるレベルが含まれる場合、すべてのレベルの技術的効果が実際に解決される技術的課題として認定されるべきではないとした。どのレベルの技術的効果を「実際に解決される」技術的課題として認定する必要があるかは、どの課題が最も近い従来技術において「解決すべき」課題であるかによって決まる。本件について、効率の「向上」の問題は、異なる形式の受信ステータスレポートが存在し、それを比較できる場合にのみ関するが、引用文献には受信ステータスレポートの何れかの形式が開示されていないため、引用文献が解決すべき技術的課題は、効率を「どう向上するか」ということに関せず、依然としてステータスレポートの形式を「どう設定するか」という段階にある。本件は、進歩性の判断において実際に解決される技術的課題を正確に認定することに対し、規範的意義を有する。

情報ソース：北京知識産権法院

商標モニタリングに何のメリットがあるか？

商標モニタリングとは、商標権利者が自己の登録商標と同一又は類似の商標を、常時検索によりネットワーク又は市場で収集して分析する行為である。事実上有効な商標モニタリング行為は、企業が市場リスクに対処するのに役立つことができる。

事実上有効な商標モニタリングは、権利者には数多くのメリットがある。一つ目は、権利者が、その登録商標の構成に類似して消費者の混乱を招きやすい商標に対し、即時に異議、無効宣告又は行政調査等を提起して商標権侵害行動を打撃し、あらゆる潜在的な混乱の可能性を排除し、他人が有名ブランドを模倣して自社ブランドの信用を薄めることを防ぐことができる。二つ目は、権利者は、業界競争相手の営業動態及びブランドのレイアウトを側面から理解し、自分の戦略計画とブランド戦略を即時に調整することができる。三つ目は、権利者は、商標モニタリングで不備を確認し、自己の商標動態を把握することができ、一旦商標が却下され、異議を受け、無効にされ又は「撤三」を要求された異常状況がある場合、迅速に対応し、自己の商標の専用権を保護することができる。

要するに、商標モニタリングは、権利者が商標権利を維持する有効な手段の1つである。事実上有効な商標モニタリングは、企業の発展を阻害する不正な商標ひったくりの行為を即時に抑止するだけでなく、商標の権利擁護に対する企業のコストを節約するのに役立つことができる。

蘇曉麗弁理士のパートナーへの昇進おめでとうございます

同社のパートナーである王勇弁理士と王博弁理士の推薦により、同社のパートナー会議は検討、答弁の結果、蘇曉麗博士のパートナーへの昇進を決定した。



蘇曉麗博士は、2003年に山東師範大学から卒業して工学学士号を取得し、同年、中国科学院計算技術研究所に入学して博士号取得を目指した。2010年に卒業後、北京泛華偉業知識産権代理有限公司に入社した。

蘇曉麗博士は、長年にわたり、コンピュータ、通信、人工知能等の分野で、当社の主要顧客の専利出願書類の作成と権利付与、再審査と侵害分析、検索、コンサルティング及び法的訴訟業務に携わってきた。

ここで蘇曉麗博士に心からのお祝いを申し

上げるとともに、彼女が今後の生活と仕事において邁進し、大きな成果を収め続けることを願います。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司
地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
郵便番号：100020
Email：mail@panawell.com



編集：黄娜、王嵐、王珍珍、徐舒
訳審：王珍珍、趙亜芝、金丹
レイアウト：董順順